

介護職員等処遇改善加算について

令和8年（2026年）臨時介護報酬改定において、令和8年6月以降処遇改善加算率が変更されましたのでお知らせいたします。

- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ □
- 介護職員等処遇改善加算Ⅱ □

当該加算算定につき、職場環境等の改善に係る取組については引き続き変更なく掲載いたします。

～入職促進に向けた取組～

- 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- 職業体験の受入や地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

～資質の向上やキャリアアップに向けた支援～

- 働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

～両立支援・多様な働き方の支援～

- 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
- 有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識づくりのため、付与日数のうち年間65%以上の取得目標を定め、取得状況を定期的に確認し、上司等からの積極的な声かけを行っている
- 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化解消、業務配分の偏り化の解消を行っている

～腰痛を含む心身の健康管理～

- 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員の為の休憩室の設置等健康管理対策の実施
- 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の取得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善等の実施
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

～生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組～

- 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
- 5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）等の実践による職場環境の整備を行っている
- 介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末）の導入
- 業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備、間接業務の外注・役割の見直しやシフトの組み換え等を行う

～やりがい・働きがいの醸成～

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供